

＜資料 6＞

オリンピックは国または地域を組織されてNOCを基準としている → 本来的には個人・チームで競うもの



オリンピック憲章



1980 H.
2/2

【レースラシード十日共用】
オリンピック憲章の主な改正点
(カギカッコ内)は次の通り。
一、三条の一部 オリンピック大会はすべての「カントリーズ」(旧憲章はネーションズ)のオリンピック選技者を公正かつ平等な規競大会に参加させる。

一、八条 オリンピック参加者は「二国の市民及び国民」(旧憲章は国民)のみが、その「NOCを代表して」(旧憲章は国の旗の下で)競技する資格を有する。ただし、細則の規定を条件として例外を認め。(中略)この規則で使用されている「国々カントリー」という表現は、IOCがその細則的な選択の自由に基づいて(そう入)承認しているNOCの管轄権がある地域を構成する国、州、領土または「領土の一部」(そう入)を意味する。

一、三六条の一部 大会開催の少なくとも八週間前に「NOCの選手団」(旧憲章はカントリー)の名を加えるスポーツと題目の一篇を大会組織委員会に提出しなければならない。

その他の問題には「選手九条」(旧憲章は選手九条)が中止旗をおこに掲揚される。に定められた通り。(そう入)全

参加「選手団」(旧憲章はカントリーズ)の旗とともにオリンピック旗を多く掲げねばならない。

一、二四条に新たに追加、NOCがオリンピック競技大会で使用する旗、名称、歌詞はIOCに提出し、その許可を得なければならない。

一、六四条細則(旧六四条改正部分)の一部 そこで国王または国家元首は「元首の賀歌」アンセム(旧憲章は国歌)の演奏を受ける。(中略)各選手団は公式ユニフォームを着用し、その「加盟している名称」(旧憲章は國名もしくは地名を記した)の標識を前面に当該旗を掲げて行進する。(中略)ついで開催国の「賀歌」(旧憲章は國歌)が演奏または歌われる。

E [オリンピック憲章 1990年版]

第24条 国内オリンピック委員会 F. 旗とエンブレム

オリンピックの大会でNOCが使用する旗とエンブレムは、IOC理事会に提出し承認を得なければならない。

第59条 オリンピック旗

オリンピック都市には他の旗と並んでオリンピック旗を多数掲げなければならない。

競技場とその周辺には参加した全選手団の旗——規則第24条で規定したもの——とともにできるだけ多くのオリンピックの旗を掲げなければならない。

第63条 表彰式

表彰式についてはこの規則の細則に説明してあるとおりで、それに厳密に従わなければならぬ。

第63条 オリンピック競技大会中、メダルはIOC会長(または会長の選定するIOC委員)が関係Fの会長(またはその代理)立合いのもとに、でき得ればその種目終了直後に、それが行われた場所で、次のような手順で授与されるべきものとする。まず、第1位、第2位および第3

位として判定された競技者は、公式ユニフォームを着て、スタジアム内に設けられた台にのぼり、貴賓席に向かって立つ。優勝者の台はその右側に並んだ第2位の者および左側に並んだ第3位の者よりやや高くなっている。優勝者の旗は中央の旗竿に、また第2位と第3位の受賞者の旗はこれに隣接した旗竿に、競技場に向かって中央の旗竿のそれ右側と左側に掲揚される。この間優勝者の代表団の歌(短くしたもの)が演奏され、上記の3競技者と観衆は掲揚される旗の方を見る。

→いわゆる「国歌」